

「長崎 I R 構想 骨子」

長崎県・佐世保市 I R 推進協議会

「長崎 IR 構想骨子」 目次

- 1 はじめに
- 2 IR の必要性
 - (1) I R の必要性
 - (2) 地方創生型 I R の必要性
 - (3) 長崎 I R の必要性
- 3 長崎県のポテンシャル
- 4 IR 構想の方向性
 - (1) I R 構想エリアの考え方
 - (2) 基本コンセプト
 - (3) 基本コンセプトを実現するための取組の方向性
 - (4) IR 施設の機能整備の方向性
 - (5) IR 導入による地域活性化の循環サイクルの創出
- 5 交通アクセス対策
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) I R 導入効果の最大化に向けた整備の方向性
- 6 社会的リスク対策
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 国への提言・要望
- 7 地域の理解の促進
- 8 今後のスケジュール

「長崎 I R 構想骨子」

1 はじめに

平成25年12月に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（I R 推進法案）」が国会に提出されました。その後、衆議院の解散に伴い同法律案は廃案となりましたが、政府においても、I R の導入を「日本再興戦略」や「観光立国実現に向けたアクションプラン 2014」に記載するなど、成長戦略の一つとして位置づけているところであり、具体的な検討が進められています。

長崎県においては、平成19年に佐世保市や西九州地域の民間事業者を中心とした「西九州統合型リゾート研究会」が発足し、これまで継続的かつ精力的な誘致・研究活動が行われてきました。

このような背景の中、長崎県及び佐世保市では、平成25年に、I R 調査検討協議会を共同で設置し、県内外の経済界や教育・防犯関係等の関係団体との意見交換会を実施するとともに、メリット・デメリットや課題への対策などの検討を行い、I R の導入に伴うマイナス面の課題への万全の規制や対策を国や自治体が講じるとともに、県民に対し、高い経済効果や雇用創出効果と併せ、マイナス面の課題への対策を十分に説明・周知し、県民の合意形成を図ることを前提に、長崎県全体の振興に資するよう I R の導入を目指すことといたしました。

さらに、平成26年には、新たに長崎県・佐世保市 I R 推進協議会を設置し、有識者会議において、長崎県における I R 構想の方向性、マイナス面の課題への具体的な対策等について検討を進めてまいりました。

本構想骨子は、これまでの有識者会議における議論を踏まえ、現時点での長崎県及び佐世保市の I R 構想の基本的な考え方を取りまとめたものです。今後、本構想骨子をもとに、県民の皆様や関係事業者からのご意見を伺いながら、より具体的な取組を記載した「基本構想」の策定に向けた検討を進めてまいります。

【I R (Integrated Resort) (統合型リゾート) とは】

テーマパーク、劇場、映画館、ショッピング・グルメモール、温泉・スパ施設、スポーツ施設、国際会議場、ホテルなどにカジノを含んだ複合施設を「統合型リゾート」(I R)と呼んでいます。I R は、大きな経済効果や雇用創出効果を生む新たな観光資源のひとつとして世界で注目されています。

2 I R の必要性

(1) I R の必要性

2012年には世界の海外旅行人口は10億人を突破し、アジアへの国際観光需要も高まっています。ASEAN各国からの訪日客数は110万人(2013年)に達しており、今後も大幅な増加が見込まれています。

このような中、新たな観光資源として、I Rの導入が注目されており、シンガポールでは、2010年の開業以来、多くの観光客と大きな経済効果を獲得しています。このシンガポールの成功を受けて、韓国やロシア（ウラジオストック）、マカオでも新たなI Rの導入に向けた整備が始まっており、台湾においても導入に向けた検討が行われています。

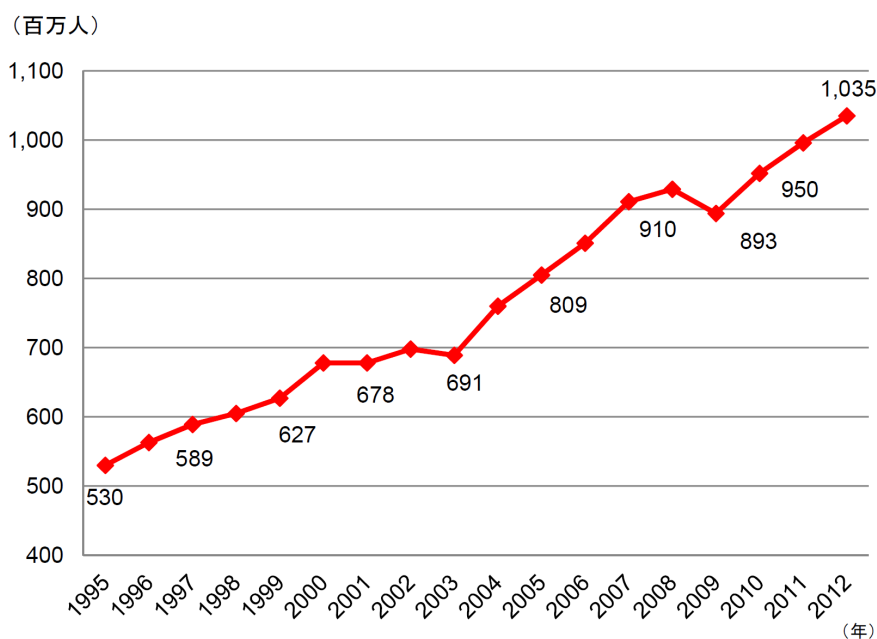
このI Rにおける経済効果のエンジンとなるカジノについては、合法化されている国は世界で140カ国を超えていると言われており、日本以外のG8諸国においても既に合法化されています。

わが国へのI Rの導入については、平成25年12月に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（I R推進法案）」が国会に提出されました。その後、衆議院の解散に伴い同法律案は廃案となりましたが、政府においても、I Rの導入を「日本再興戦略」や「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」に記載するなど、成長戦略の一つとして位置づけられています。

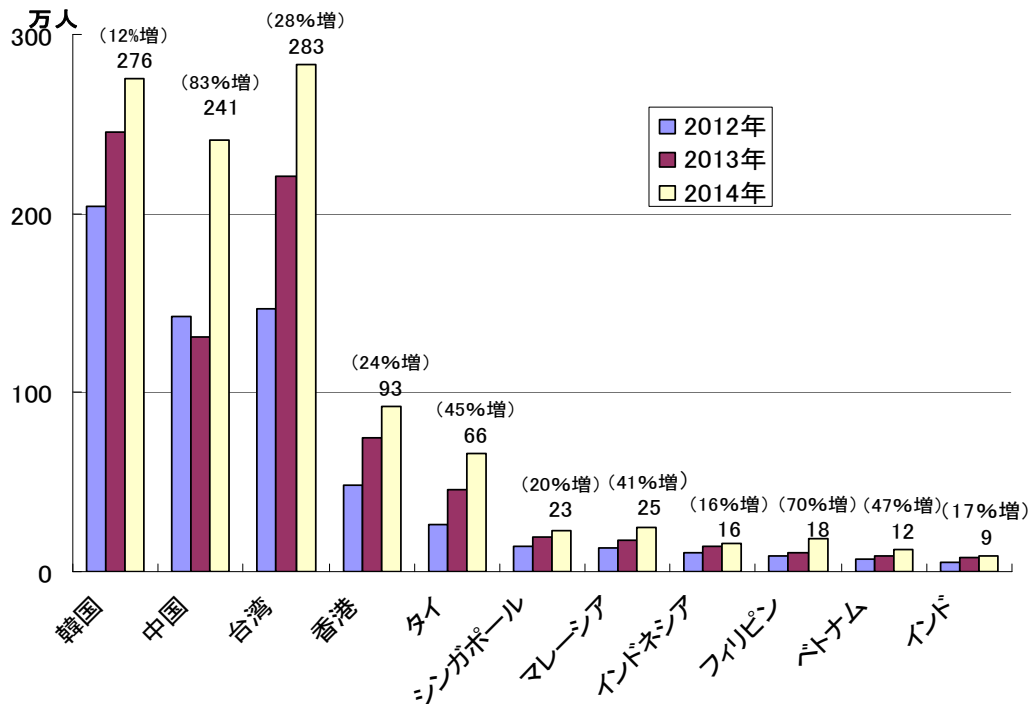
【シンガポールの状況】

- ・ 外国人観光客数が2009年（2つのI R開業前）の968万人から、2012年1,449万人に増加
- ・ 2つのI R（マリーナベイサンズ、リゾート・ワールド・セントーサ）あわせ、約9,500億円の初期投資
- ・ 直接雇用約2.2万人、間接雇用約5万人
- ・ 2010年のI R収益に対するカジノ税、物品・サービス税の納税額は約252億円、カジノ入場税の納税額は約78億円

国際観光客到着数



国・地域別訪日外国人旅行者数（2014年）



出典：日本政府観光局（JNTO）
 ※2014年は暫定値

【特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案】

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

- 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等
 - ・ 政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興
 - ・ 政府は、特定複合観光施設区域の整備により我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び就業機会の増大その他の地域における経済の活性化が図られるよう、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

【特定複合観光施設区域整備法案（仮称）～IR実施法案～に関する基本的な考え方（国際観光産業振興議員連盟（IR議連））】

- IRの設置総数・設置区域は限定し、慎重かつ段階的な導入を図る。カジノを含むIRは、全国津々浦々に設置すべき施設ではない。わが国におけるその施設総数・設置区域を明確に限定し、かつ、その着実な施行を確認して、段階的に設置することを基本とする。その際、大都市のみならず地方への設置も検討することが望ましい。

【日本再興戦略（改訂版）】

二．戦略市場創造プラン

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

- ・ 2030年には訪日外国人旅行者数3,000万人を超えることを目指す。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた観光振興及びインバウンド（訪日外国人旅行者）の飛躍的拡大に向けた取組
- ・ 世界に通用する観光地域づくり、外国人旅行者の受入環境整備及び国際会議等（MICE）の誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み

【観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014】

「訪日外国人2000万人時代」に向けて

1. 2020年オリンピック・パラリンピックを見据えた観光振興
 - (2) オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備
4. 世界に通用する魅力ある観光地域づくり
 - (1) 地域連携による情報発信力強化と新たな広域周遊ルートの形成
 - (2) 地域の魅力を来訪者に体感してもらうための仕組みづくり
 - (3) 世界に通用する地域資源の磨き上げ
 - (4) 地域の観光振興の促進
5. 外国人旅行者の受入環境整備
6. MICEの誘致・開催促進と外国人ビジネス客の取り込み
 - (3) IRについての検討

(2) 地方創生型IRの必要性

デフレ脱却と経済再生に向けた取組により、日本経済は明るさを取り戻しつつある一方で、地方の経済は予断を許さない状況が続いています。東京一極集中による地域間格差の存在が、こうした傾向に拍車をかけているといっても過言ではなく、地方から東京を始めとした大都市圏への人口移動を食い止め、持続可能なものとしていくことが、喫緊の課題です。

また、人口減少時代の到来により、経済規模の縮小、地域経済社会の維持など、将来人口減少が経済社会に多大な影響を与えることが想定されています。

このような中、国は、平成26年12月に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の実現に向けた施策を推進しています。

その中でも、観光分野は今後大きな成長が見込める重要な地域産業分野として、その競争力強化を図ることとされており、特に「東京周辺やいわゆるゴールデンルートに訪日外国人が集中しており、来訪者が不便を感じずに地方を周遊・滞在できる広域観光周遊ルートの形成などの環境づくりと国内外への発信力の強化が必要」とされています。

我が国にIRを導入するに当たっては、地方にも「地方創生型IR」を導

入し、地方への新たな人の流れを創出していく必要があります。

「地方創生型 I R」は、地方における国際観光拠点として、国内外に地方の魅力が強力に発信し、地方に多くの観光客を呼び込み、地方内での広域観光周遊を促進する機能を担います。

「地方創生型 I R」を導入することによって、大都市にはない地方の独自の自然、歴史文化、おもてなしなどの豊富な観光資源を最大限に活用しながら、良質な雇用の創出、交流人口の増などによる人口減少に歯止めをかけるなどの効果を発揮することができ、地方の創生ひいては、地方からの観光立国を実現することができます。

(3) 長崎 I Rの必要性

長崎県は、大陸との交流の歴史も古く、西洋にも開かれた窓口として、日本の文化の形成や近代化に大きな役割を果たすとともに、特色ある地域文化を育ててまいりました。また、美しい海岸線などの自然や温泉、新鮮な農水産物等豊かな観光資源に恵まれ、全国有数の観光地として多くの人々を迎えるとともに、最後の被爆地として、世界平和の重要性を国内外の人々に伝えてきました。

また、長崎県では、「観光立県長崎」を構築することを目指し、「長崎県観光振興条例」が制定されるなど、県民が総力を結集して観光振興の促進に取り組んでいます。その取組が奏功し、国内各地域間での誘致競争が激しくなる中、観光客数は堅調に推移しており、外国人観光客についても増加傾向にあります。

一方、長崎県は、人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下といった長年にわたる構造的な課題を抱えています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、現在の140万人（平成22年国勢調査142万人）の人口が、平成42年には120万人を下回ると予想されており、全国でも先駆けて人口減少が進行しています。人口減少の主な要因は、良質な雇用の場が不足していることにより、若者が大都市圏に流出していることにあり、良質な雇用の場の創出が喫緊の課題となっています。

また、県民所得は近年40位前後に低迷しており、その要因は、他県と比較して、労働生産性が高い製造業の割合が低く、労働生産性が低い農林水産業の割合が高いことなどがあります。

このような課題を克服するためには、長崎県の持つ地域資源を最大限に活用した、これまでにない新たな施策を講じていく必要があります。そして、I Rの導入は、全国有数の観光地である長崎県の魅力をさらに引き上げ、県内のみならず九州の観光振興の起爆剤となります。

長崎県は、①アジアとの近接性、②国際的にメッセージ性の高い観光資源、③ハウステンボスとの相乗効果、④行政、議会、民間の連携、⑤九州広域の多様な観光資源との連携などの高いポテンシャルを有しており、地方創生型 I Rの最適地と言えます。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略】

Ⅲ. 今後の施策の方向性

2. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする。

(ウ) 地域産業の競争力強化（分野別取組）

〔観光〕 東京周辺やいわゆるゴールデンルートに訪日外国人が集中しており、来訪者が不便を感じずに地方を周遊・滞在できる広域観光周遊ルートの形成などの環境づくりと国内外への発信力の強化が必要となっている。

3 長崎県のポテンシャル

I R 導入には、国際競争力のある観光地の形成や観光産業の国際競争力の強化が求められます。それらを実現するためには、海外の観光客を強力にひきつける魅力的な観光資源や日本独自の歴史・文化などの高いポテンシャルを有している必要があります。また、地方創生のためには、周辺の観光資源を最大限に活用した広域観光周遊ルートを形成していく必要があります。

長崎県は、①アジアとの近接性、②国際的にメッセージ性の高い観光資源、③ハウステンボスとの相乗効果、④行政、議会、民間の連携、⑤九州広域の多様な観光資源との連携などの高いポテンシャルを有しています。

① アジアとの近接性

- ・ 3時間以内で到達できる東アジア都市人口は6,000万人を超える。
ソウル：1時間25分 上海：1時間30分 台北：2時間12分
北京：2時間28分 大阪：1時間10分 東京：1時間45分
- ・ 交流人口の拡大、今後のアジアへのアクセス改善の可能性

(長崎空港)

上海、ソウル便が就航。海上空港であり、施設のキャパシティは大きく、新規就航の余地十分。24時間空港化を検討中。

(福岡空港)

東アジアの主要都市をはじめ19都市へ国際線就航。国際線乗客数年間318万人の国際ゲートウェイ
旅客数、発着回数は、羽田、成田に次ぐ国内第3位（H26.12月現在）

(佐賀空港)

上海、ソウル便が就航。

② 国際的にメッセージ性の高い観光資源

- ・ 世界最後の被爆の歴史や「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」「九州・山口の近代化産業遺産群」、しまをはじめとした自然環境など国際的にメッセージ性の高い観光資源を有する。

- ・ テーマパーク、温泉、海、山、歴史的文化遺産、伝統芸能、食など
ハウステンボス：じゃらん九州・山口人気観光地ランキング調査第1位（顧客満足度九州第1位）
2つの国立公園：西海国立公園、雲仙天草国立公園
- ・ 自然環境を活かした古民家ステイ、民泊の取組

③ ハウステンボスとの相乗効果

- ・ 開発面積152ha、総投資額2,500億円を超える全国有数の地方観光拠点施設「ハウステンボス」
- ・ 年間約300万人の高い集客力（安定的な集客見込み）と安定した経営力を持つ高規格のリゾートとしてのインフラとノウハウ
 - 交通：JRハウステンボス駅、マリンターミナル（空港直結）
専用駐車場、園内交通（バス、クルーザー、レンタサイクル等）
 - ホテル：3つの直営ホテル、ホテルオークラ、ホテル日航等
 - 施設機能：多彩なアミューズメント施設やイベントのほか、宴会・会議施設、プール、スパ、マリンレジャー、環境施設見学など様々なエンターテイメント機能を保有。
 - 周辺観光：周辺自治体と連携したハウステンボス周遊観光協議会による周遊観光の取組（佐世保市をはじめとした周辺地域において、歴史・史跡、陶磁器、温泉など観光資源が豊富）
- ・ 世界最大級のイルミネーション「光の王国」など、「世界一」「世界初」「ここでしか体験できない（only one）」にこだわった積極的な事業展開
- ・ 環境エネルギー、ロボット技術など観光ビジネス都市を目指した観光にとどまらない事業展開
- ・ 歌劇学院の設置や経営リーダー人材など、観光人材育成に向けた取組
- ・ 循環型社会を先取りすべく、資源の効率的な活用と地域環境への配慮を両立させるシステム作りを推進
- ・ 地理的にも周辺への影響が生じにくい
- ・ 既存施設との連携によってオリンピック開催前にIR開業が可能

④ 行政・議会・民間の連携

- ・ 長崎県・佐世保市共同のIR推進体制
- ・ 県議会における法案早期実現の意見書採択、市議会IR誘致推進議員連盟の設立など積極的な活動
- ・ IR誘致に向け、西九州統合型リゾート研究会を中心とした積極的かつ継続的な活動、県内の全商工会議所の総意による要望活動
- ・ 長崎県世界遺産登録推進県民会議、長崎都市経営戦略推進会議、佐世保未来創造フォーラムなど産学官民連携体制の土壌

⑤ 九州広域の多様な観光資源との連携

- ・ 質の高い温泉、海、山、城、食などの多様な自然・歴史文化が近接
○インバウンド人気訪問地満足度ランキング 1位:福岡、2位:大分

- 全国あこがれ温泉地ランキング 1位：由布院温泉
- 全国温泉地満足度ランキング 1位：南阿蘇温泉郷
- ・九州新幹線やクルーズトレイン「ななつ星 in 九州」、観光列車など観光資源になりうる魅力的な乗り物
- ・九州観光推進機構による九州単位での観光振興の取組
 - 誘客・プロモーション事業（国内外）
 - 着地型や滞在型観光プログラムの充実（地元観光ボランティアガイドによるまち歩き定時ツアー「九州さるく」、3泊以上するテーマ型、長期滞在型旅行プラン「大人の長旅・九州」）
 - 認知度の向上（対首都圏、メディアとの連携）
 - 観光まちづくりネットワーク（九州観光を担う人材育成とネットワーク形成を目的）
 - 九州アジア観光アイランド総合特区を活用した九州全域での外国語観光ガイド育成に向けた取組

九州観光戦略における目標

2023年	九州全体で	5.4兆円の経済波及効果
		46.6万人の雇用効果
		440.6万人の訪日外国人数
		(125.8万人(2013年))

⑥ その他のポテンシャル

- ・九州圏の人口1,300万人以上
（九州圏：13,177千人、東京都：13,196千人）
- ・九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の活用（平成34年開業予定）による交通網の拡大
- ・温暖で安定した気候
- ・大規模地震の発生確率が低い

4 IR構想の方向性

(1) IR構想エリアの考え方

IR導入に伴う施策を展開するエリアとして、以下の3つのエリアをベースに、重層的な広域観光圏の形成を目指します。

① IR施設を有する国際観光拠点：佐世保市ハウステンボス地域

IR施設については、高い集客力とリゾートとしてのインフラとノウハウを有するハウステンボスを含む周辺エリアを開発地域と想定します。具体的には、立体駐車場化などによって、ロッテルダム駐車場（約27,000m²）をはじめとした園内の駐車場（計約196,000m²）を開発可能用地として想定しています。

【佐世保市ハウステンボス地域の特徴】

- ・ 開発面積 152ha、総投資額 2,500億円を超える全国有数の地方観光拠点施設「ハウステンボス」
- ・ 年間約300万人の高い集客力（安定的な集客見込み）と安定した経営力を持つ高規格のリゾートとしてのインフラとノウハウ
 - 交通：JRハウステンボス駅、マリンターミナル（空港直結）
専用駐車場、園内交通（バス、クルーザー、レンタサイクル等）
 - ホテル：3つの直営ホテル、ホテルオークラ、ホテル日航等
 - 施設機能：多彩なアミューズメント施設やイベントのほか、宴会・会議施設、プール、スパ、マリンレジャー、環境施設見学など様々なエンターテイメント機能を保有。
 - 周辺観光：周辺自治体と連携したハウステンボス周遊観光協議会による周遊観光の取組（佐世保市をはじめとした周辺地域において、歴史・史跡、陶磁器、温泉など観光資源が豊富）
- ・ 世界最大級のイルミネーション「光の王国」など、「世界一」「世界初」「ここでしか体験できない（only one）」にこだわった積極的な事業展開
- ・ 環境エネルギー、ロボット技術など観光ビジネス都市を目指した観光にとどまらない事業展開
- ・ 歌劇学院の設置や経営リーダー人材など、観光人材育成に向けた取組
- ・ 循環型社会を先取りすべく、資源の効率的な活用と地域環境への配慮を両立させるシステム作りを推進
- ・ 地理的にも周辺への影響が生じにくい
- ・ 既存施設との連携によってオリンピック開催前にIR開業が可能

② IRと一体となって、その魅力を補完する国際観光リゾートエリア：大村湾を中心とした長崎県域

IRと一体となって、その魅力を補完する国際観光リゾートエリアとして、大村湾を中心とした長崎県域を想定します。世界最後の被爆の歴史や「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」「九州・山口の近代化産業遺産群」、しまをはじめとした自然環境などを活かしながら、観光周遊を促進する観光まちづくりを進めます。

【大村湾を中心とした長崎県域の特徴】

- ・ 長崎空港を有する大村湾を中心とした周遊エリア
- ・ 長崎県の中心に位置し、海外や離島との空の玄関口としての機能を有する。
- ・ 高速道路や整備中の九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）など全国・九州各地とのつながりを持った地域。
- ・ 世界最後の被爆の歴史や「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」「九州・山口の近代化産業遺産群」、しまをはじめとした自然環境など国際的にメッセージ性の高い観光資源を有する。

③ 多様な観光ニーズを受け止める広域周遊エリア：九州地域

多様な観光ニーズを受け止める広域周遊エリアとして、九州地域を想定します。温泉、食、歴史・文化など九州各地の魅力を活かした広域周遊ネットワークづくりを進めます。

【九州地域の特徴】

- ・ 広域観光の強化により、各地が持つそれぞれの魅力（都市機能や自然・文化などの多様性）との相乗効果を生み、エリア全体の発展を促進
- ・ 質の高い温泉、海、山、城、食などの多様な自然・歴史文化が近接
 - インバウンド人気訪問地満足度ランキング 1位：福岡、2位：大分
 - 全国あこがれ温泉地ランキング 1位：由布院温泉
 - 全国温泉地満足度ランキング 1位：南阿蘇温泉郷
- ・ 九州新幹線やクルーズトレイン「ななつ星 in 九州」、観光列車など観光資源になりうる魅力的な乗り物
- ・ 九州観光推進機構による九州単位での観光振興の取組
 - 誘客・プロモーション事業（国内外）
 - 着地型や滞在型観光プログラムの充実（地元観光ボランティアガイドによるまち歩き定時ツアー「九州さるく」、3泊以上するテーマ型、長期滞在型旅行プラン「大人の長旅・九州」）
 - 認知度の向上（対首都圏、メディアとの連携）
 - 観光まちづくりネットワーク（九州観光を担う人材育成とネットワーク形成を目的）
 - 九州アジア観光アイランド総合特区を活用した九州全域での外国語観光ガイド育成に向けた取組

（2）基本コンセプト～日本の産業革命発祥の地「長崎」からの新たな『観光産業革命』の実現～

アジアの急速な成長が進み、国際観光競争が激化している中で、日本の魅力を世界に向けて強力に発信できる国際観光拠点の整備は喫緊の課題と言えます。また、地方創生の観点から、ゴールデンルートを中心とした観光から地方への広域周遊を促進するための新たな取組が求められています。

このような中、これまで、わが国には、存在しなかったIRの導入はまさにその起爆剤となると考えられます。これまでなかったIRを導入し、わが国や長崎県が真の国際観光地となるためには、これまでにない革新的な取組を推進する必要があります。

わが国の最西端に位置し、古来から日本のゲートウェイとして機能してきた長崎県は、わが国の産業面、文化面での大きな革命の原点でした。特に、幕末から明治にかけては、近代日本を形作るうえで貴重な人材を育成・輩出し、さらには我が国の産業革命発祥の地として、その役割を果たしてきました。

このような歴史などに加えて、世界最後の被爆の歴史や「教会群とキリスト教関連遺産」「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の2つの世界遺産候補など世界レベルの文化・歴史を有しています。

また、本県の主要な観光地であるハウステンボスでは、観光ビジネス都市に向けて、健康や環境などの他産業を含めた先進的な事業展開や「世界初」「日本初」にこだわった事業展開を進めています。

長崎県及び佐世保市は、I Rの導入を通じて、これらの地域が持つ歴史・資源の力を最大限に引き出しながら、国際競争力の強化、地方創生の観点のもと、日本の観光産業に大きな変革をもたらし、さらには地方が自ら地域課題を克服する地方の成長モデルを構築する『観光産業革命』の実現を目指します。

長崎県が目指す『観光産業革命』とは、

① 国際観光拠点導入によるゴールデンルートから地方への人の流れの創出

アジアとの近接性、国際的にメッセージ性の高い観光資源、ハウステンボスとの相乗効果といった長崎県のポテンシャルを最大限に活かしながら、日本を代表する新たな国際観光拠点を整備することで、長崎・九州の国内外の情報発信力を抜本的に強化し、ゴールデンルートから地方への新たな人の流れを創出します。

② 九州の多様な観光資源を最大限に活かす長崎・九州おもてなしネットワークの構築

九州広域の多様な観光資源との連携といった長崎県のポテンシャルを最大限に活かしながら、集約型滞在施設であるI R施設を核として、県内周遊にとどまらず、九州の多様な観光資源を自由に楽しむオーダーメイド型の周遊観光を促進し、九州の隅々まで観光客の周遊を促進します。

③ 新たな観光産業の創出や他産業との連携による国際観光ビジネスフロントの開拓

しまなどの自然環境を活かした古民家ステイ、民泊の取組、ハウステンボスの環境エネルギー、ロボット技術など観光ビジネス都市を目指した取組、「世界初」「日本初」にこだわった事業展開などの土壌を最大限に活かし、グリーンツーリズム、アイランドツーリズム、ヘルスツーリズムなどの新たな観光産業の創出や他産業を含めた産業振興策を展開します。

(3) 基本コンセプトを実現するための取組の方向性

地域課題の克服に向けた『観光産業革命』の実現に向けて、以下の方向性のもとI Rの導入やその効果を最大化するための環境整備の検討を進めます。

(i) 国際観光拠点整備によるゴールデンルートから地方へのひとの流れの創出

ハウステンボスとの相乗効果、アジアとの近接性、国際的にメッセージ性の高い観光資源といった長崎県のポテンシャルを最大限に活かしながら、日本を代表する新たな国際観光拠点を整備することで、長崎・九州の国内外の情報発

信力を抜本的に強化し、ゴールデンルートから地方への新たな人の流れを創出します。

○ハウステンボスを核とした I R 施設の整備

- ハウステンボスとの相乗効果の最大化
 - ・ ロッテルダム駐車場（約 27,000m²）をはじめとした園内の駐車場（計約 196,000 m²）を中心に追加開発を想定。長崎 I R を象徴するデザインを導入。
 - ・ グレードの高いホテル、ショッピング、レストランや新たなエンターテインメント機能、カジノ等の導入
 - ・ 長崎・九州観光のショーウィンドウ機能、送客機能の導入（長崎・九州の多様な歴史文化、食、温泉等を体験できる機能や周遊観光コンシェルジュ、現地ガイドの設置など）
- 誰もが「憩い」「楽しみ」「学び」を体感できるリゾートエリア
 - ・ シニア層、ファミリー層、ビジネス層など幅広い層をターゲットとして、「憩い」「楽しみ」「学び」を提供。
 - ・ 富裕層、ミドル層など幅広い層をターゲットとした I R を整備

○アジアとの近接性の活用

- 急増するアジアの訪日外国人の誘客を促進。
 - ・ 長崎空港の 24 時間空港化、CIQ 機能強化、国際定期便の拡大等
 - ・ 福岡空港、佐賀空港の活用
 - ・ 多言語化の推進、免税店の拡大

○世界で共有すべき『祈り』の歴史・文化の発信

- 日本が世界に発信すべき歴史・文化が存在
 - ・ 世界最後の被爆都市として世界平和への願いへの『祈り』
 - ・ 弾圧の中でも信仰され続けてきたキリスト教史の奇跡とも言える『祈り』
- 価値ある日本の歴史・文化を長崎から強力に発信、日本の存在感を世界にアピール。
 - ・ 「平和」をキーワードとした国際交流
 - ・ 世界遺産候補「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」をきっかけとした新たなキリスト教巡礼地としての巡礼ツアー

○大都市にはない「海」「しま」をはじめとした自然環境の活用

- 「海」「しま」などの自然環境を体感できるエンターテインメント
 - ・ 長崎県の中心に位置し、空の玄関口として、離島、国内外ともつながる大村湾を舞台に国際リゾートエリアを構築

- ・クルーズなどの海洋レジャー、古民家ステイ、民泊、トレッキング等の自然体験型観光を推進
- 「環境共生」型のリゾートエリア
 - ・海や山、島々が織り成す日本の原風景を保全
 - ・再生可能エネルギー、環境負荷の少ない船舶の活用による「海の道」の整備など環境共生型の開発を推進

○日本の「玄関口」「交流の歴史」の活用

- 日本の玄関口としての歴史・文化を活かしたアジア・国際戦略の展開
 - ・長崎の歴史・文化を活かした国際交流の推進
 - ・交流の歴史を活かした情報発信

○ビッグイベントに向けた迅速な開業

- 2019年のラグビーワールドカップ、2020年のオリンピックをターゲットとした迅速な開業
 - ・ビッグイベントをターゲットとした迅速な整備により、長崎・九州の魅力の世界への発信、訪日外国人の地方周遊の促進

(ii) 九州の多様な観光資源を最大限に活かす長崎・九州おもてなしネットワークの構築

IRによる国際観光拠点の形成とあわせて、長崎・九州が持つ魅力を「面」として発信することで、より高い相乗効果を得ることができます。

また、国際観光拠点に集客した観光客による効果を広域に波及させるためには、「滞在型観光」と「周遊型観光」の両立をはかる必要があります。

個人旅行が増加している状況や質の高い多様な観光資源を多く有する長崎・九州のポテンシャルを踏まえ、単一型のモデルルートの形成ではなく、自由に観光を楽しむオーダーメイド型観光を実現するおもてなしネットワークの構築を推進します。

○長崎・九州おもてなしネットワークの構築

- IRを核とした長崎・九州おもてなしネットワークによる人の流れの創出
 - ・IRによる国際観光拠点の形成、国内外への強力な情報発信により、ゴールデンルートから地方への人の流れを創出
 - ・IRに長崎・九州観光のショーウィンドウ機能、送客機能を導入することによる九州内の周遊促進（長崎・九州の多様な歴史文化、食、温泉等を体験できる機能や周遊観光コンシェルジュ、現地ガイドの設置など）
 - ・自然・風景・世界遺産などストーリー性を辿る広域周遊テーマの形成
 - ・道路網の強化や拠点間のヘリ移動などによるアクセス改善

- ・ クルーズトレイン「ななつ星 in 九州」などの観光列車の活用

○日本の地方の魅力の世界への発信

- IR施設を活用して、観光地としてあまり注目されてこなかった離島、半島、過疎地域を含めた九州の隅々までの観光客の周遊を促進。
- ・ 離島や過疎地域にも歴史資産が分布する九州の世界遺産候補の歴史的な歩みを辿りながら周遊するツアーの構築
- ・ クルーズなどの海洋レジャー、古民家ステイ、民泊、トレッキング等の自然体験型観光を推進
- ・ 周遊観光コンシェルジュ等を活用した、自然体験型地方観光への送客促進

(iii) 新たな観光産業の創出や他産業との連携による国際観光ビジネスフロンティアの開拓

しまなどの自然環境を活かした古民家ステイ、民泊の取組、ハウステンボスの環境エネルギー、ロボット技術など観光ビジネス都市を目指した取組、「世界初」「日本初」にこだわった事業展開などの土壌を最大限に活かし、グリーンツーリズム、アイランドツーリズム、ヘルスツーリズムなどの新たな観光ビジネスを展開する実践の場を形成します。

また、観光分野に限った取組だけでなく、1次産業から3次産業まで他産業との連携により、地域全体に経済の好循環が生むための取組を推進します。

○新たな観光産業の創出

- グリーンツーリズム、アイランドツーリズムなど地方の自然環境を活かした体験型観光の促進により、地方の隅々まで交流人口を拡大
- ・ クルーズなどの海洋レジャー、古民家ステイ、民泊、トレッキング等の自然体験型観光を推進
- ・ 離島や過疎地域にも歴史資産が分布する九州の世界遺産候補の歴史的な歩みを辿りながら周遊するツアーの構築
- 観光ビジネス都市を目指した先進的な取組の推進
- ・ 環境・省エネビジネスやロボット産業との連携を生かした最先端のスマートホテルの導入
- ・ 農業（植物工場）、ヘルスツーリズム、プロジェクションマッピングといった映像技術とゲームの連携
- インセンティブツアー、会議などのビジネス交流の推進

○国際水準の観光人材の育成

- ビジネスから観光まで幅広い国際観光客をもてなす人材を育成
- ・ 外国人にもホスピタリティを持った対応ができる人材の育成

- ・ I R 拠点施設だけでなく、交通機関や周遊先、ビジネス交流機会でも活躍できる人材の育成
- ・ エンターテイナー、観光ガイド、医療通訳等、専門性を求められる様々な職種の人材を育成
- ・ 長崎国際大学等の高等教育機関との連携、留学生の活用
- ・ 県内で育成した観光人材が全国、世界で活躍した後に、県内に戻って活躍するような人材の好循環を奨学金制度等の活用により推進

○ 1次産業から3次産業まで他産業との連携

- I R、観光に関連する産業の裾野は広い。
 - ・ 宿泊、交通、旅行、小売、出版、広告、文化、コンテンツ・エンターテインメント・イベント、アパレル、衣料、不動産開発、設計、建設、施設・機器メンテナンス、情報・金融システム、農林水産業、教育など
- I R 観光施設の整備や観光客の往來の増加を周辺産業の振興に波及。
 - ・ 施設内における高級食材から食器なども含めた地産地消の促進と海外や富裕層への地域産物のプロモーション
 - ・ 地域内の国際的な企業（造船、保険等）の商談の場としての活用や国際企業の全体会議の誘致
 - ・ 最先端の I C T 技術の導入によるおもてなし環境の強化（顔認証によるセキュリティ、V I P 対応の向上等）
 - ・ ダイナミックな映像技術と魅力的なコンテンツによる魅力の向上
 - ・ I R 事業者が持つ国際的なニーズ（食材・サービス等）にかかる情報や国際水準のサービス力、集客や長期滞在、消費を促すノウハウの波及

（４） I R 施設の機能整備の方向性

I R は、エンターテインメント等の多様な機能から構成される複合観光施設や提供されるサービスにより、観光客からビジネス客など国内外の幅広い集客を実現し、多くの消費や人の交流をもたらします。

そのためには、訪問客のニーズや、地域の特色、目的を踏まえながら、設置する事業者が、それぞれの経験にもとづく創意工夫をこらした特徴ある機能を、一般的な I R の機能とあわせて導入する必要があります。

今後、機能整備を考えるうえでは、基本コンセプトを踏まえて、以下の方向性に基づき、観光客のニーズや事業者の意見も踏まえながら、検討を進めていくこととします。

○ 観光拠点としての機能

- 様々な客層が満足する「憩い」「楽しみ」「学び」を提供。
 - ・ シニア、ファミリー、ビジネス、富裕層、ミドル層など幅広い層が満足できる機能の充実
（満足度の高い多様なグレードの宿泊機能、ショッピング、レストランや新たなエンターテインメント機能、カジノ等の充実）

- ・ ここでしかできない地域独自の体験を提供
(テーマパークの活用など、地域の特性にあわせたM I C E機能の充実、「世界初」「日本初」にこだわった世界最高級のアミューズメント機能、都会の喧騒から離れて、ゆったりとした時間を過ごす「癒し」の提供、「しま」「自然」「海洋レジャー」による体験型観光、真珠や海産物、陶器など地域産物の販売など)

○ 周遊拠点としての機能

- 周遊を促す長崎・九州エリアの観光情報を発信
 - ・ 長崎・九州観光のショーウィンドウ機能の導入など
(長崎・九州の多様な歴史文化、食、温泉等を体験できる機能など)
- 周遊を支える送客機能の充実
 - ・ 周遊観光コンシェルジュ、現地ガイドの設置など
(長崎・九州の旅を紹介、コーディネートする専門家の設置)
 - ・ 多様な交通アクセス機能の充実
(陸路だけでなく、ヘリでの移動や周遊クルーズなど空路、海路の移動機能も充実。)

○ 地域の発展拠点としての機能

- 人材育成機能の充実
 - ・ ホスピタリティ性の高い観光人材の育成
(外国人対応のほか、交通機関、周遊先、ビジネスサポートなど観光にまつわる幅広い分野で高いおもてなしを提供できる人材の育成など)
 - ・ 若者の国際交流の場としての活用
(留学生の活用のほか、訪日旅行者と地域の交流の場としての活用。)
- 先進的な観光ビジネスの取組の展開
 - ・ 先進的な宿泊機能やサービスの提供など先駆的な取組を積極的に展開
(スマートホテル等の拡充や環境など他産業との連携など)

【参考】

ハウステンボスおよび佐世保市内における関連機能の現況

	ハウステンボス周辺	佐世保市内
機能 宿泊	3つの直営ホテル、ホテルオークラ、ホテル日航等 7軒 1,577室	196軒 約6,000室
機能 リテール	ショップ 約130軒	商店街、ショッピングモール数軒 (参考) 免税店(輸出物品販売場): 県内43店舗(2014年10月国税庁調)
機能 フード&ビブレ (F&B)	飲食店約50店	飲食店1,357店
機能 MICE	180名~1,800名 収容可能	アルカスSASEBO (2,000名) 佐世保市体育文化館 (5,000名)
機能 エンターテイメント 機能	<劇場施設> JRAゲルックホール、MUSEHALL (常時公演あり) <ミュージアム> ハウステンボス美術館等 <テーマパーク> ハウステンボス	<劇場施設> アルカスSASEBO、佐世保市民会館等 <ミュージアム> 佐世保市博物館島瀬美術センター、 うつわ歴史館等 <テーマパーク> 九十九島パールシーリゾート、西海 国立公園九十九島動物園森きらら等
機能 (人材育成) 教育機能	<高等教育機関> 長崎国際大学	<高等教育機関> 長崎県立大学、長崎短期大学、佐世保工業高等専門学校

(5) I R導入による地域活性化の循環サイクルの創出

海外の事例や研究団体の試算を参考にすると、I Rの導入による大きな経済効果が期待されます。

こうした効果を現実のものとし、さらに大きな効果を生むためには、一部の事業者のみによる多額の開発投資に頼るだけでなく、I Rに参画する事業者それぞれが、運営における人材やノウハウの提供まで、エリア全体の振興に向けた取り組みを行う必要があります。

また、そこで得られた収益を九州などエリア内での送客機能や歴史文化資産への投資、新たな観光ビジネス・産業振興への投資、リスク対策に活用するなど、持続的に地域活性化の循環サイクルがまわるような仕組みを構築し、文化振興や地域振興など、幅広い分野にその効果を及ぼす必要があります。

○経済効果

経済効果については、税率などの国における制度が定まらない中では、明確な試算を行うことはできませんが、西九州統合型リゾート研究会による試算は以下のとおりです。今後、国の制度設計の動向も踏まえながら、試算の実施を検討していきます。

- 西九州統合型リゾート研究会による試算（平成24年）
 - ・ 初期投資額 500億円
 - ・ 来場想定人数 年間320万人増【県内観光客数の約10%に相当】
 - ・ 西九州エリアにおける経済波及効果 約2,544億円
【県内GDPの約6%に相当】
 - 雇用誘発効果 11,062人
【県内就業者数の約2%に相当】

※ハウステンボス園内・ロッテルダム駐車場にカジノホテルを建設した場合の試算

- ・ 初期投資を除くと約1,813億円/年の経済波及効果7,460人の雇用誘発効果
- ・ 国及び地方への納付金 66億円（売上の11%と仮定した場合）

※ハウステンボス内のロッテルダム駐車場（27,000㎡）にカジノホテル施設のみを設置した前提での試算であり、I Rエリア全体として再開発した場合の効果はさらに大きくなるものと考えられる。

○地域活性化の好循環の創出に向けた納付金の活用の方向性

納付金については、以下の項目への活用を中心に検討します。

●納付金の活用

➤ 『観光産業革命』の実現に向けた投資

- ① 観光振興への投資（世界遺産をはじめとした歴史文化資産の維持・活用、

観光まちづくりなど)

- ② 周遊観光機能の強化（九州エリア内への送客機能の充実など）
- ③ 観光ビジネスへの投資（新しい観光産業、観光人材育成、新産業振興など）

➤ 「地域課題」の解決に向けた投資

- ① リスク対策（地域における環境監視組織、依存症対策組織の運営支援など）
- ② 自然環境の保全（大村湾の環境保全、水質改善にかかる活動支援など）
- ③ 福祉や教育の質の向上（子育て支援、奨学金など）

● I R事業者に対する地域貢献活動を義務づけ

- ・観光振興、文化振興、地域振興に資する貢献
（例：域内外における低廉ツアーや国内外における九州・長崎プロモーションへの支援、文学賞等の創設への支援、観光人材育成への支援）
- ・地域環境保全などの周辺環境への貢献
- ・ギャンブル依存症に関する普及啓発（教材作成の財政支援など）

5 交通アクセス対策

（1）基本的な考え方

I Rの導入や観光拠点の整備により、大きな経済効果を獲得するためには、集客や広域周遊を支える交通アクセスの整備が重要です。既存インフラの強化や新たな交通網の整備等により、世界の幅広い層の観光客が飽きることなく観光を楽しむことができる環境を整備します。【整備状況については、別表1】

（2）I R導入効果の最大化に向けた整備の方向性

① 陸路・道路

- ・ハウステンボス周辺の渋滞緩和のため「針尾バイパス」等の幹線道路の整備促進
- ・東彼杵道路（地域高規格道路：東彼杵～佐世保）
- ・西彼杵道路（地域高規格道路：長崎～西海～佐世保）の整備促進
- ・西九州自動車道、佐世保中央 IC～武雄 JCT の4車線化の（早期事業化）促進
- ・西九州自動車道（松浦佐々道路）の整備促進
- ・バスダイヤ編成（増便）による輸送改善（長崎空港からだけでなく、他の観光地など域内アクセスも含む）
- ・福岡空港、佐賀空港とのアクセス向上（バス便など）

② 陸路・鉄道

- ・九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備
- ・JR 佐世保線の輸送改善（武雄温泉駅以西へのフリーゲージトレインの乗り入れについて必要な調査の実施に向け国へ要望。県、佐世保市において、輸送改善についての調査を実施）
- ・ダイヤ編成（増便）・車両増結による輸送改善
- ・長崎空港から大村駅までの導線向上（空路と陸路・鉄道の結びつけ）

③ 空路

- ・国際航空路（上海便、ソウル便）の維持・利用促進
- ・東アジアなどへの空路の就航に向けた取組
- ・国際空路における円滑なCIQ対応の推進
- ・VIP対策としてのHTB内のヘリポートの拡張、整備の促進
- ・長崎空港の24時間化と深夜到着便に対する2次交通や、宿泊受け入れなど体制整備
- ・長崎空港から大村駅までの導線向上（空路と陸路・鉄道の結びつけ）

④ 海路

- ・定期航路開設を始めとした国際航路誘致
- ・国際クルーズ客船誘致の促進
- ・佐世保港の多目的国際ターミナルの整備促進
- ・国際航路における円滑なCIQ対応の推進
- ・長崎空港からハウステンボスへの移動におけるダイヤの増便、船舶の大型化・高速化などによる輸送改善や遊覧船など移動時間を楽しむ取組
- ・クルーズ客に訴求力のある船寄港地ツアーの提案
- ・クルーズ船停泊（オーバーナイトステイ）促進の取組

⑤ その他（共通項目）

- ・ターミナルでの待ち時間や移動時間を楽しむ取組（観光列車、船舶等）
- ・各運行会社におけるダイヤ調整など各交通機関の乗り継ぎの円滑化

別表 1

佐世保・ハウステンボス地域へのアクセス整備に係る主な状況（計画・要望段階含む）		
項目	進捗等	
陸路・道路	ハウステンボス周辺の渋滞緩和のため「針尾バイパス」等の幹線道路の整備促進	【針尾バイパス】一般国道205号（大塔町～南風崎町、L=4.6km）の4車線化事業（2.4km供用済み）
	地域高規格道路である東彼杵道路（東彼杵～佐世保）、西彼杵道路（長崎～西海～佐世保）の整備促進	【東彼杵】計画段階手続き着手を求めている（現在：候補路線） 【西彼杵】時津工区3.4kmを整備中（供用率27%）
	西九州自動車道、佐世保中央IC～武雄JCTの4車線化の（早期事業化）促進	国に対し、早期事業化着手を求めている
	西九州自動車道（松浦佐々道路）の整備促進	平成26年度新規事業化され、国に対し、早期工事着手を求めている
陸路・鉄道	九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備	平成34年までの開業に向け、整備が進められている。
	JR佐世保線の輸送改善	佐世保線の武雄温泉以西へのフリーゲージトレインの導入については、佐世保線への乗り入れのための整備・実証運行とそのために必要な調査を実施するよう、佐世保市と共に、国に対して要望。 今年度、県と佐世保市において、佐世保線の輸送改善に向けた調査を実施。
空路	国際航空路の維持・利用促進	平成26年12月より、週3往復で運航している長崎―ソウル間の定期便を、平成27年3月まで毎日就航
	東アジアなどへの空路の就航の促進	県と長崎県観光連盟において、海外からの国際チャーター便の誘致に取り組んでいる（平成26年実績；タイ、台湾など）
	国際空路における円滑なCIQ対応の推進	国に対し、県内空港におけるCIQ機関の増員及び常駐化等の体制強化を求めている
海路	定期航路開設を始めとした国際航路誘致	佐世保釜山間での定期航路開設を目指し、韓国船会社との協議中
	国際クルーズ客船誘致の促進	平成25年実績 長崎港35隻、佐世保港1隻 平成26年予定（実績含む） 長崎港70隻、佐世保港10隻
	佐世保港の多目的国際ターミナルの整備促進	平成26年度の完了を目指して進捗を図っている。残りは、沖合の浚渫や旅客ターミナルの周辺の整備。
	国際航路における円滑なCIQ対応の推進	国に対し、県内の港におけるCIQ機関の増員及び常駐化等の体制強化を求めている

(平成26年12月現在)

6 社会的リスク対策

(1) 基本的な考え方

I Rの機能の一つであるカジノにかかる懸念については、諸外国の状況を踏まえた上で、万全の対策を講じ、そのリスクを最小化する必要があります。

社会的リスク対策は国の法令等による規制、事業者による自律的な規律が基本となりますが、地域としても、国や事業者とともに必要な対策を講じていく必要があります。

以下の4分野において、万全の対策を国、事業者とともに講じる必要があり、特に下線部の対策は地域における対策として重要になります。

(イ) 組織悪関係

(i) 暴力団等のカジノ経営への介入対策

①カジノ規制組織の設置

カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うため、国において、カジノ規制組織（カジノ管理委員会）を設置。

②カジノ設置及び運営の規制

カジノ管理委員会による、カジノ施設関係者に対する厳格な規制の導入。カジノ施設とその運営に関与する主体の審査、免許・認証付与、認可。カジノの施行を監視、監督。

③地域における環境監視組織の設置、事業者との協定

地域環境を監視し、適正な運営を担保するため、行政、警察、地元自治会などによる環境監視組織を設置する。

また、同組織と事業者間において生活環境、防犯、青少年、依存症対策や雇用など地元経済への貢献などを規定した協定を締結する。なお、協定には不履行に対する強制力の整備（法令等）を行う。

④暴力団排除組織の設置

整備段階、運営段階において、不当要求行為の未然防止、情報共有等を行うための暴力団排除組織を設置する。

(ii) カジノ利用における不正行為防止対策

①欠格者の入場規制に係る仕組みづくり

カジノ施設への入場が不適切と判断される者（例：暴力団関係者、生活保護者、制限行為能力者：未成年者、成年被後見人、被保佐人など）に係る入場規制の仕組みづくりを行う。

(a)欠格者の審査、決定

- 欠格者を決定する機関の設置
- 欠格者の決定基準の策定

(b)欠格者情報の取り扱い

- 欠格者を決定する機関や警察機関などから入場にかかる欠格者情報を事業者へ提供
- 上記の提供があった情報と照合することにより、事業者は、欠格者の排除を行う。

(c)欠格者の入場排除

- 個人と欠格者情報が、確実に照合できる仕組み
 - ・会員制（事前登録制）の導入（時間をかせぎ不適格者・欠格者ではないことを確認する様々な手段をとる）、暴力団員・その関係者等ではないことの確約書の提出、欠格者・不適格者のデータ整備と本人認証システムの開発、活用など

(d)検証方法

- 国の機関は、事業者の入場規制の執行状況、個人情報監視状況について監視を行う。

②ゲームの公正性の確保

ゲームの公正性の確保が行われるため、国において必要な基準を設定し、国は事業者の遵守状況について、監視、監督する。

③カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用

カジノ施設において用いられるチップ等金銭の代替物について適正な利用が行われるため、国において必要な基準を設定し、国は事業者の遵守状況について、監視、監督する。

④犯罪の発生予防及び通報のための事業者による監視及び防犯にかかる設備、組織体制の整備

犯罪の発生予防及び通報のための事業者による監視及び防犯にかかる設備、組織体制の整備について、国において必要な基準を設定し、国や地域は事業者の遵守状況について、監視、監督する。

(ロ) 治安関係

(i) 街の風紀の乱れを防止する対策

①教育機関や病院等の公共性の高い施設・住宅地との一定距離の保持、隔離

国においてカジノ施設の立地について必要な基準を設定し、国や地域は事業者の遵守状況について、監視、監督する。

また、必要がある場合、条例により地域が独自の判断基準により追加の規制を設ける。

(ii) 住環境の悪化（騒音、ごみの散乱、交通渋滞等）を防止する対策

①風俗環境の保持等のために必要な規制

国において風俗環境の保持等のために必要な規制（設置施設、設備、営業時間、騒音、振動、照度、広告及び宣伝）を行うとともに、国や地域は事業者の遵守状況について、監視、監督する。

また、必要がある場合、条例により地域が独自の判断基準により追加の規制を設ける。

②犯罪の発生予防及び通報のための事業者による監視及び防犯にかかる設備、組織体制の整備（再掲）

③地域における環境監視組織の設置、事業者との協定（再掲）

(ハ) 青少年対策

(i) 若者向けの教育プログラムの実施

① 未成年者への教育の充実

- ・学習指導要領に基づくリスク教育の充実
- ・教育人材の育成（研修の充実など）
- ・マニュアルや映像の作成

② 未成年者への啓発活動の充実

- ・広報、キャンペーン活動、出前講座などといった普及啓発活動を実施

(ii) 広告及び宣伝の規制

国において、テレビ、新聞広告の禁止など広告及び宣伝の規制を実施、事業者はその規制の遵守、自主基準の設定を行い、国や地域は事業者の遵守状況について、監視、監督する。

また、必要がある場合、条例により地域が独自の判断基準により追加の規制を設ける。

(iii) 未成年者に係る入場規制

事業者写真付き身分証による本人確認を義務づけることにより未成年者の入場規制を厳格に行う。国や地域は事業者の遵守状況について、監視、監督する。

(iv) 地域におけるギャンブル依存症対策組織の設置

国において、ギャンブル依存症対策組織を設置し、調査研究や教育、普及啓発活動を行うとともに、相談体制や治療体制を整備する。

また、国の組織の役割を補完するため、地域におけるギャンブル依存症対策組織を設置し、調査研究や教育、普及啓発活動を行うとともに、相談体制や治療体制を整備する。特に、相談から治療へとつなげるネットワークの構築、医師、カウンセラーへの研修などの充実などを図る。

(vi) 地域における環境監視組織の設置、事業者との協定（再掲）

(二) 依存症対策

(i) 予防策

- ① 普及啓発・教育活動（再掲）
- ② 広告及び宣伝の規制（再掲）
- ③ 教育機関や病院等の公共性の高い施設・住宅地との一定距離の保持、隔離（再掲）
- ④ 入場料の設定
法令により入場料を規定する。
- ⑤ 自己排除プログラム等による入場規制
法令により自己排除プログラム、家族排除プログラム、第三者排除プログラム制度を規定する。事業者は国や地域との連携のもと該当者（欠格者）の入場排除を行う。国や地域は、事業者の入場規制の執行状況、個人情報管理状況について監視を行う。

(ii) 相談・治療体制の整備

地域におけるギャンブル依存症対策機関の設置（再掲）

(2) 国への提言・要望

I R 導入におけるリスク対策の実効的な施策実施のため、以下の項目について国への提言・要望を行う必要があります。

① 国・地方自治体が担うべき所掌、責任の明確化

組織悪の介入、治安の悪化、青少年への影響、ギャンブル依存症などの社会的リスクに対して、まずは、国が万全の対策を講じ、地方自治体は国の役割を補完していく必要があります。対策にあたっては、国・地方自治体が担うべき所掌、責任を明確化することが必要です。

② 国による欠格者の入場排除システムの構築

欠格者の入場排除システムの構築にあたっては、欠格者に関する個人情報の把握、欠格者の決定、入場時の照合など、個人情報の取り扱いや個人の照合など様々な課題が想定されます。よって、国が主となって、実効力のあるシステムを構築する必要があります。地方自治体としては、必要となる個人情報の提供などに取り組むことになるものと考えます。

③ 地域の環境監視組織の構築

カジノの運営状況については、国による法令等に基づき、カジノ管理委員会が監視を行うこととなりますが、一方、地方自治体においても、重層的に

カジノの運営状況を監視し、住民に対しての説明責任を果たすとともに、必要な場合、改善措置を講じていく必要があります。

国においては、地域の環境監視組織の設置についても、制度設計に盛り込み、必要な支援を行うべきと考えます。

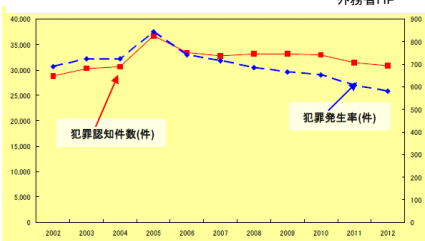
④ ギャンブル依存症対策の充実・強化

ギャンブル依存症対策については、相談・治療体制の充実や、青少年などへの教育・普及啓発、調査研究などを総合的に実施するための国レベルのギャンブル依存症対策組織の設置が必要と考えます。

また、地域においても、国の組織の役割を補完し、より現場に即した対策を講じていく必要があります。国においては、地域のギャンブル依存症対策組織の設置についても、制度設計に盛り込み、必要な支援を行うべきと考えます。

	懸念事項	現状	対応策	各 役 割			
				国	事業者	地元自治体、警察など	
組織悪関係	暴力団等のカジノ経営への介入	○ 警察による警戒活動の徹底、被疑者の早期検挙に向けた捜査等	カジノ規制組織の設置	●カジノ規制組織(カジノ管理委員会)を設置			
		・暴力団犯罪(平成25年)(犯罪統計資料) 刑法犯 49件 51人 特別法犯 25件 29人					
		○ 暴力団の維持・運営に協力している建設業者等を各種入札・契約から除外するなど暴力団排除活動の推進	カジノ設置及び運営の規制	●カジノ施設の設置及び運営をしようとする者に対する厳格な規制の導入 ・カジノ施設とその運営に関与する主体の審査、免許・認証付与、認可 ・カジノの施行の監視、監督、違法行為摘発	●左記規制の遵守		●カジノの施行の監視、監督、違法行為摘発
		○ 暴力団排除組織の設立等による組織悪介入防止及び治安維持(平成25年中の公営競技関連法令違反検挙なし)	地域における環境監視組織の設置、事業者との協定	●法において地域による環境監視組織の設置を規定 ・地域における環境監視組織を設置 ・地域における環境監視組織と事業者との間の協定締結 ・協定を遵守させるための罰則等 ・地域における環境監視組織運営のための財政措置	●地域における環境監視組織と協定締結 ●協定事項を遵守		●地域における環境監視組織の設置 ・事業者の運営状況や、地域環境を監視し、施行によって問題点がある場合は、問題の解決に向けて、事業者との協議や関係者間の連携を行い、適正な運営を担保する。 (構成団体) 行政、警察、地元自治会など ●事業者との協定 ・生活環境、環境保全、防犯、青少年、依存症対策、雇用や取引など地元経済への貢献などを規定
		【参考:暴力団排除組織】(整備段階) ・長崎県内新幹線工事からの暴力団等排除対策協議会(鉄道運輸機構、行政で構成し、会議には警察、弁護士会、暴追運動推進センターも出席)	暴力団排除組織の設立		●暴力団排除組織への参画		●暴力団排除組織の設立(整備段階、運営段階) ・組織内外との情報共有による不当要求行為の未然防止 ・事案発生時の早期解決
	(運営段階) ・公営競技場等連絡協議会(熊本県)暴力団排除等の組織で、行政、事業者から構成され、会議には警察、暴追組織も出席						
	○ 地域と事業者との協定 【参考:ミニポートピア長洲設置に関する協定書(競艇)】 「交通安全、環境保全、防犯、青少年対策」といった遵守事項、営業日数、地元対策、地元協力、協議機関の設置などに関して協定書を締結。また、事業者と警察署との間において、別途生活環境、暴力団排除、青少年対策等について事前協議を実施。	欠格者(暴力団関係者や不適切と判断される個人)に係る入場規制	●欠格者にかかる入場規制 ・欠格者を決定する機関の設置 ・欠格者基準の決定 ・個人情報提供に係る法制度の整備 ・個人情報の管理などといった厳重な情報セキュリティ対策 ●事業者の入場規制の執行状況、個人情報の管理状況の監視	●欠格者の入場排除(国が直接実施する可能性もある) ・会員制(事前登録制)の導入 ・暴力団等ではないことの確約書の提出 ・本人認証システム(顔認証システム)の開発・活用 ・欠格者の把握による該当者の入場排除 ・欠格者情報の厳重な管理 ・事業者自ら反社会勢力のデータを収集し、入場欠格者の排除		●欠格者決定に係る情報提供 ・欠格者決定機関への情報提供	
	カジノ利用における不正行為		ゲームの公正性の確保	●必要な基準の設定、監視、監督、違法行為摘発	●左記基準の遵守		
			カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用	●必要な基準の設定、監視、監督、違法行為摘発	●左記基準の遵守		
			犯罪の発生の予防及び通報のための事業者による監視及び防犯に係る設備、組織体制の整備	●必要な基準の設定、監視、監督、違法行為摘発	●左記基準の遵守	●カジノ施設周辺の監視	

シンガポールにおける過去10年の犯罪認知件数及び犯罪発生率の推移
外務省HP

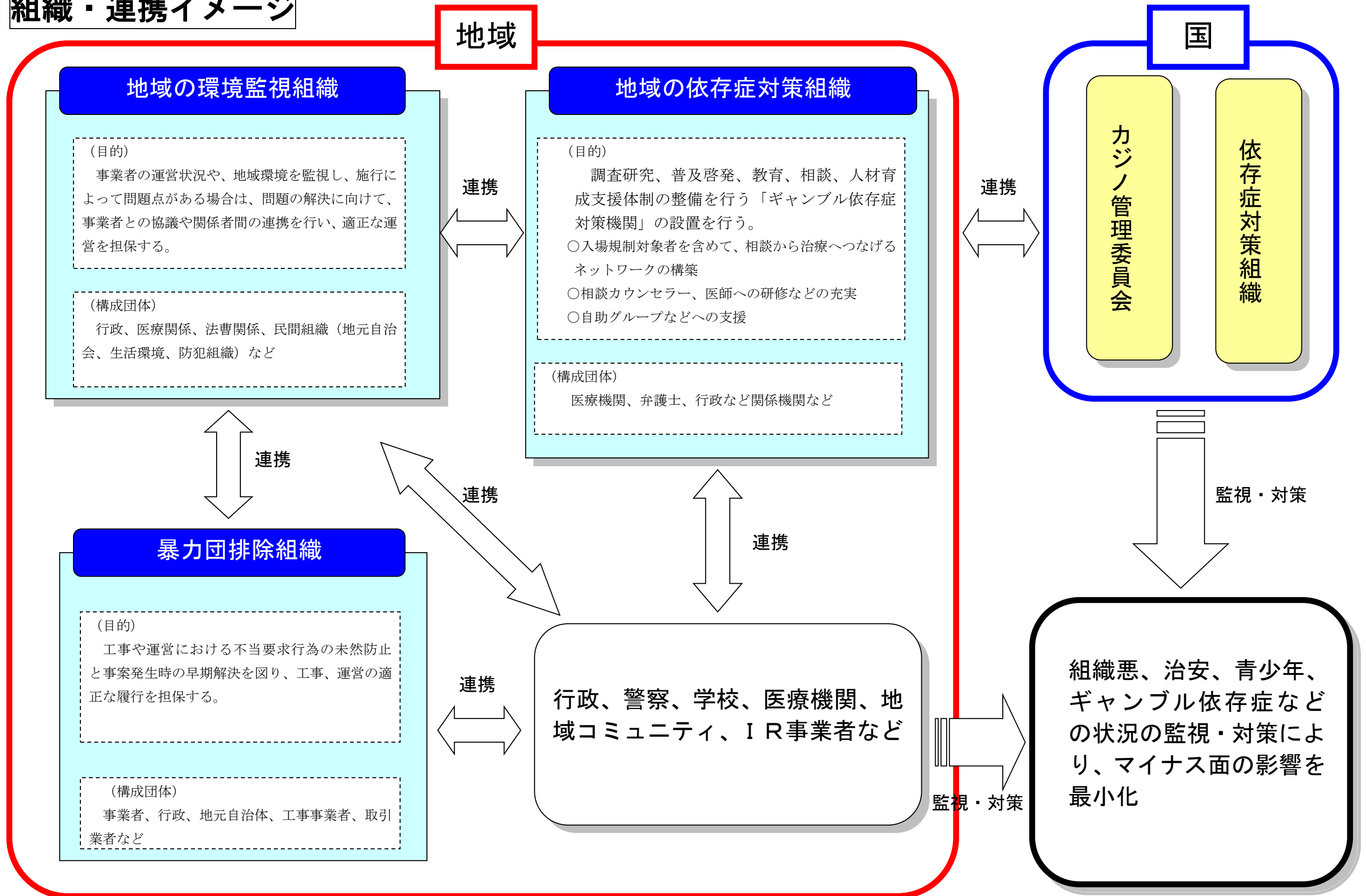


	懸念事項	現状	対応策	各 役 割		
				国	事業者	地元自治体、警察など
治安関係	<p>○街の風紀の乱れ</p> <p>○住環境の悪化(騒音、ごみの散乱、交通渋滞等)</p>	<p>○警察による警戒活動の徹底、被疑者の早期検挙に向けた捜査等</p> <p>○立地規制等 【参考:ばちんこ設置規制(風営法、関係条例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部用途(住居地域)地域での立地禁止 ・病院、図書館、病院等周辺の立地規制 ・営業時間の規制(原則10時~23時まで) ・騒音、振動、照度の規制 ・広告及び宣伝の規制(営業所周辺で風俗環境を害するもの) <p>○地域と事業者との協定 【参考:ミニポートピア長洲設置に関する協定書(競艇)】</p> <p>「交通安全、環境保全、防犯、青少年対策」といった遵守事項、営業日数、地元対策、地元協力、協議機関の設置などに関して協定書を締結。また、事業者と警察署との間において、別途生活環境、暴力団排除、青少年対策等について事前協議を実施。</p>	<p>教育機関や病院等の公共性の高い施設・住宅地との一定距離の保持、隔離</p> <p>●教育機関や病院等の公共性の高い施設・住宅地との一定距離の保持、隔離に関する規制の設定、監視、監督、違法行為摘発</p>	●左記規制の遵守	●監視、監督、違法行為摘発 (状況によっては、条例により規制を設けることもありうる)	
			<p>風俗環境の保持等のために必要な規制</p> <p>●風俗環境の保持等のために必要な規制の設定、監視、監督、違法行為摘発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置施設、設備 ・営業時間 ・騒音、振動、照度 ・広告及び宣伝 <p>●施設周辺における貸金業、質屋、古物商施設周辺の設置規制</p>	●左記規制の遵守	●監視、監督、違法行為摘発 (状況によっては、条例により規制を設けることもありうる) <p>●監視、監督、違法行為摘発 (状況によっては、条例により規制を設けることもありうる)</p>	
			<p>犯罪の発生の予防及び通報のための事業者による監視及び防犯に係る設備、組織体制の整備(再掲)</p> <p>●必要な基準の設定、監視、監督、違法行為摘発</p>	●左記基準の遵守	●カジノ施設周辺の監視	
			<p>地域における環境監視組織の設置、事業者との協定(再掲)</p> <p>●法において地域による環境監視組織の設置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における環境監視組織を設置 ・地域における環境監視組織と事業者との間の協定締結 ・協定を遵守させるための罰則等 ・地域における環境監視組織運営のための財政措置 	<p>●地域における環境監視組織と協定締結</p> <p>●協定事項を遵守</p>	<p>●地域における環境監視組織の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の運営状況や、地域環境を監視し、施行によって問題点がある場合は、問題の解決に向けて、事業者との協議や関係者間の連携を行い、適正な運営を担保する。 (構成団体) 行政、警察、地元自治会など <p>●事業者との協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境、環境保全、防犯、青少年、依存症対策、雇用や取引など地元経済への貢献などを規定 	

	懸念事項	現状	対応策	各 役 割		
				国	事業者	地元自治体、警察など
青少年関係	<p>○射幸心が煽られること、勤労意欲が低下すること、非行の原因となることへの懸念</p>	<p>○ 学習指導要領(文科省)に基づき、「消費者教育」を実施。 ・小学校(家庭科) ・中学校(社会科(公民)、技術・家庭科) ・高等学校(公民科、家庭科)</p> <p>【参考:アルコール健康障害対策基本法】 ・教育の振興、医療の充実、相談支援等に関する国、地方自治体、事業者等の責務を規定</p>	<p>若者向けの教育プログラム</p>	<p>●リスク教育の充実 ・学習指導要領におけるリスク教育の充実 ・教育人材の育成(研修の充実など) ・マニュアルや、映像の作成</p> <p>●普及啓発活動の充実 ・広報、キャンペーン活動等の普及啓発活動の充実</p>	<p>●普及啓発活動の実施 ・広報、キャンペーン活動、研修等の普及啓発活動の実施</p>	<p>●リスク教育の充実 ・学習指導要領に基づくリスク教育の実施 ・教育人材の育成(研修の充実など)</p> <p>●普及啓発活動の充実 ・広報、キャンペーン活動、出前講座、研修等の普及啓発活動の充実</p>
		<p>○ 青少年健全育成関係事業を実施。 ・非行防止・環境浄化対策 →健全な発達に有害な影響を与え、又はおそれのある行為を防止(有害図書類の指定・販売店舗等への指導、少年補導委員による指導等)</p> <p>・補導委員の主な活動内容(自治体からの委嘱) ① 該当巡回等による非行少年等の派遣と関係機関への通報(各地域での街頭補導、イベント、長期休暇毎の特別補導、自主補導) ② 非行少年等の保護と相談活動 など</p> <p>補導委員数 924人(平成26年6月現在) 補導状況 8,447人(平成25年)</p>	<p>広告及び宣伝の規制</p>	<p>● 広告及び宣伝の規制の設定、監視、監督、違法行為摘発 ・テレビ、新聞広告の禁止など広告規制の実施</p>	<p>● 左記規制の遵守又は自主基準の設定</p>	<p>● 広告及び宣伝の規制 ・条例による規制の検討(法令の状況を鑑みながら)</p> <p>● 事業者の監視、監督、違法行為摘発</p>
		<p>○ 広告規制 【参考事例】 ・たばこの広告規制 日本たばこ協会では以下のような自主規準が採用されている。 ①テレビ、ラジオ、シネマ、屋外TVボード、インターネットによる製品広告は行わない。 ②見本たばこの配布は、街頭では行わない。 ③未成年者を対象とする製品広告・販売促進活動は行わない。学校付近の屋外看板では広告を行わない。 ④女性の喫煙ポーズを製品広告に用いない。女性向けの新聞及び雑誌においては、製品広告を行わない。 ⑤広告物に未成年者の喫煙禁止文言、健康注意文言等を明瞭に表示する。 ・海外において、カジノに関するTVCM、新聞広告など一切禁止(シンガポールなど)</p>	<p>未成年者に係る入場規制</p>	<p>● 未成年者にかかる入場規制 ・事業者の入場規制の執行状況の監視</p>	<p>● 未成年者の入場排除 ・写真付き身分証による本人確認の義務付け ・従業員教育の徹底</p>	<p>● 事業者の入場規制の執行状況の監視</p>
		<p>○ 入場規制 ・ばちんこについては、年齢による入場規制及び立入禁止表示の義務。(風営法) ・公営競技等については、入場制限は無い。</p>	<p>地域におけるギャンブル依存症対策機関の設置</p>	<p>● 法において国レベルのギャンブル依存症対策機関の設置を規定 ・調査研究、普及啓発・教育、相談体制、治療体制の整備</p> <p>● 法において地域におけるギャンブル依存症対策機関の設置を規定 ・調査研究、普及啓発・教育、相談体制、治療体制の整備</p> <p>● 地域におけるギャンブル依存症対策機関への運営面、技術面、財政面での支援</p>	<p>● 普及啓発活動の実施 ・広報、キャンペーン活動、研修等の普及啓発活動の実施</p> <p>● 各種の情報提供</p>	<p>● 地域におけるギャンブル依存症対策機関の設置 (予防) ・調査研究 ・普及啓発・教育</p> <p>(相談) ・入場規制対象者を含めて、相談から治療へつなげるネットワークの構築 ・相談カウンセラー、医師への研修などの充実 ・自助グループなどへの支援</p>
		<p>○ 依存症対策機関の設置 【参考:賭博依存症国家評議会(シンガポール)】 ・地域、若者を対象にした個別教育と大衆向けの教育キャンペーンを実施。</p> <p>【参考:アルコール健康障害対策基本法】 ・教育の振興、医療の充実、相談支援等に関する国、地方自治体、事業者等の責務を規定</p>	<p>地域における環境監視組織の設置、事業者との協定(再掲)</p>	<p>● 法において地域による環境監視組織の設置を規定 ・地域における環境監視組織を設置 ・地域における環境監視組織と事業者との間の協定締結 ・協定を遵守させるための罰則等 ・地域における環境監視組織運営のための財政措置</p>	<p>● 地域における環境監視組織と協定締結 ● 協定事項を遵守</p>	<p>● 地域における環境監視組織の設置 ・事業者の運営状況や、地域環境を監視し、施行によって問題点がある場合は、問題の解決に向けて、事業者との協議や関係者間の連携を行い、適正な運営を担保する。 (構成団体) 行政、警察、地元自治会など</p> <p>● 事業者との協定 ・生活環境、環境保全、防犯、青少年、依存症対策、雇用や取引など地元経済への貢献などを規定</p>

懸念事項	現状	対応策	各 役 割																						
			国	事業者	地元自治体、警察など																				
依存症関係	<p>＜県の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別相談 ・相談窓口 長崎こども・女性・障害者支援センター、長崎市・佐世保市・県立8保健所、市町 ・対象 当事者及びその家族、関係機関等 ・相談方法 電話、来所、訪問による個別支援 <p>ギャンブル依存に関する相談実績(平成25年度)</p> <p>長崎支援センター 電話 67人、来所 36人、訪問 0人</p> <p>県内保健所 電話 2人、来所 3人、訪問 0人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ギャンブル依存症家族教室・家族のつどいの開催 家族教室参加者 11人、家族のつどい 3人(H25) ○ 職員を対象にした研修の実施 <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科関係病院・診療施設(H26.2.1現在) 病院:37 外来診療施設:54 ○ ギャンブル依存症に関する自助グループGA(ギャンブラーズアノニマス) ○ ばちんこにおける対策 ・射幸心を煽る広告・宣伝の規制(風営法) ・広告や店内におけるのめりこみ防止の啓発(自主活動) ・ばちんこ依存相談機関「リカバリーサポートネットワーク」の設置(自主活動) <p>国民の賭博参加率 (シンガポール国家賭博依存症評議会2011年報告書)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Types of Games</th> <th>2008</th> <th>2011</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>All Games</td> <td>54</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td></td> <td>47</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p>病的賭博者、問題ある賭博者と見込まれる人の割合 (シンガポール国家賭博依存症評議会2011年報告書)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2008</th> <th>2011</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病的賭博者</td> <td>1.2% (0.7%~1.6%)</td> <td>1.4% (1.0%~1.7%)</td> </tr> <tr> <td>問題ある賭博者</td> <td>1.7% (1.1%~2.2%)</td> <td>1.2% (0.9%~1.6%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.9% (2.1%~3.5%)</td> <td>2.6% (2.0%~3.1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・病的賭博者・・・個人、周囲に危害を及ぼす賭博行為を継続的に繰り返し行うことに抗することが出来ない精神的疾患者 ・問題ある賭博者・・・病的賭博者予備軍</p>	Types of Games	2008	2011	All Games	54	47		47	38		2008	2011	病的賭博者	1.2% (0.7%~1.6%)	1.4% (1.0%~1.7%)	問題ある賭博者	1.7% (1.1%~2.2%)	1.2% (0.9%~1.6%)	計	2.9% (2.1%~3.5%)	2.6% (2.0%~3.1%)	<p>【予防】</p> <p>普及啓発・教育活動(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国レベルのギャンブル依存症対策機関による普及啓発・教育活動 ●ギャンブル依存症対策に関する基本法の整備 <p>広告及び宣伝の規制(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●広告及び宣伝の規制の設定、監視、監督、違法行為摘発 ・テレビ、新聞広告の禁止など広告規制の実施 <p>教育機関や病院等の公共性の高い施設・住宅地との一定距離の保持、隔離(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育機関や病院等の公共性の高い施設・住宅地との一定距離の保持、隔離に関する規制の設定、監視、監督、違法行為摘発 <p>入場料の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法において入場料の設定を規定 <p>自己排除プログラム、家族排除プログラム、第三者排除プログラムによる入場規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法において自己排除プログラム、家族排除プログラム、第三者排除プログラム制度を規定 ・欠格者を決定する機関の設置 ・欠格者基準の決定 ・個人情報提供に係る法制度の整備 ・個人情報の管理などといった厳重な情報セキュリティ対策 ●事業者の入場規制の執行状況、個人情報の管理状況の監視 	<ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発活動の実施 ・広報、キャンペーン活動、研修等の普及啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●左記規制の遵守又は自主基準の設定 <ul style="list-style-type: none"> ●左記規制の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ●入場料の徴収及び納付 <ul style="list-style-type: none"> ●欠格者の入場排除(国が直接実施する可能性もある) ・会員制(登録制)の導入 ・本人認証システム(顔認証システム)の開発・活用 ・欠格者の把握による該当者の入場排除 ・欠格者情報の厳重な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校、地域のギャンブル依存症対策機関による普及啓発・教育活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●広告及び宣伝の規制 ・条例による規制の検討(法令の状況を鑑みながら) ●事業者の監視、監督、違法行為摘発 <ul style="list-style-type: none"> ●監視、監督、違法行為摘発 <ul style="list-style-type: none"> ●入場料の設定 <ul style="list-style-type: none"> ●欠格者決定に係る情報提供 ・欠格者決定機関への情報提供 ●事業者の入場規制の執行状況、個人情報の管理状況の監視
		Types of Games	2008	2011																					
All Games	54	47																							
	47	38																							
	2008	2011																							
病的賭博者	1.2% (0.7%~1.6%)	1.4% (1.0%~1.7%)																							
問題ある賭博者	1.7% (1.1%~2.2%)	1.2% (0.9%~1.6%)																							
計	2.9% (2.1%~3.5%)	2.6% (2.0%~3.1%)																							
	<p>【相談・治療・体制】</p> <p>＜相談・治療＞ 依存症患者の相談・医療体制の充実強化</p> <p>＜体制＞ ギャンブル依存症対策機関の設置(再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●法において国レベルのギャンブル依存症対策機関の設置を規定 ・調査研究、普及啓発・教育、相談体制、治療体制の整備 ●法において地域におけるギャンブル依存症対策機関の設置を規定 ・調査研究、普及啓発・教育、相談体制、治療体制の整備 ●地域におけるギャンブル依存症対策機関への運営面、技術面、財政面での支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発活動の実施 ・広報、キャンペーン活動、研修等の普及啓発活動の実施 ●各種の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域におけるギャンブル依存症対策機関の設置 ＜予防＞ ・調査研究 ・普及啓発・教育 ＜相談＞ ・入場規制対象者を含めて、相談から治療へつなげるネットワークの構築 ・相談カウンセラー、医師への研修などの充実 ・自助グループなどへの支援 																					

組織・連携イメージ



7 地域の理解の促進

I Rを導入し、その導入効果を地域全体で最大化するためには、地域の協力やその前提となる合意形成が極めて重要です。

これまでも、佐世保市内をはじめ I R導入にかかる理解に向けた説明を行い、住民の皆様のご理解を深めてまいりました。今後も、引き続き本骨子に基づく県内での説明をはじめ、地域住民との情報の共有、地域の声を踏まえた構想の策定や、継続的な説明活動を実施します。

○ I Rに関する正しい理解の促進、議論

- ▶ パブリックコメント、県下全域における県民への説明会の実施

また、I Rの導入に向けて官民が一体となった誘致推進組織を立ち上げ、強力な誘致活動を展開します。

○ 官民が一体となった誘致推進組織の組成

- ▶ 導入に向けた積極的な誘致活動の実施

8 今後のスケジュール

本構想骨子をもとにパブリックコメント、地域別説明会を実施し、県民や I R事業者のご意見を伺った上で、最終的な構想を策定します。また、国の法案の動向を踏まえつつ、官民が一体となった誘致組織を立ち上げ、積極的な誘致活動を行ってまいります。

